

大平発電所における一部附帯設備の届出不備に係る報告書の概要

件名	発電所	内容	根本的な原因	再発防止策																										
<p>送風機取替工事における 工事計画届出不備</p> <p>〔電気事業法第42条(当時)に基づく工事計画の届出不備〕</p>	<p>おおひら 大平発電所</p> <p>・所在地 熊本県八代市 さかもと 坂本町</p> <p>・最大出力 500,000kW</p> <p>・運用開始 昭和50年12月18日</p>	<p>概要 建屋給排気用の送風機取替工事において、電気事業法に基づく特定施設としての工事計画の届出^{※1}を行わなかった。</p> <p>経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成6年度に8台の建屋給排気用送風機(特定施設に該当する6台を含む)の老朽取替工事を実施(うち、2台の原動機定格出力を15kWから18.5kWに変更)した。 附帯設備(送風機)の工事担当箇所は、原動機定格出力が増加した2台については、騒音規制法の指定地域内における特定施設の設置に該当するため、電気事業法第42条(当時)に基づく工事計画の届出が必要となったが、これに気付かず、届出を実施しなかった。 平成19年7月18、19日の九州産業保安監督部による立入検査において、届出不備が判明。 	<p>意識面</p> <ul style="list-style-type: none"> 附帯設備(送風機)の工事担当箇所は、電気事業法に基づく届出に関する知識が不十分であったため、原動機の定格出力が7.5kW以上の送風機の設置は、特定施設として計画の届出が必要であるとの認識がなかった。 <p>業務運営面</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気事業法など関係法令に係る知識教育が不十分であった。 附帯設備(送風機)の工事担当箇所は、法令に基づく手続き等について、社内関係箇所等への相談、確認作業が不十分であった。 	<p>意識面</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の事例の周知及びこれに関係する法令の教育を行い、附帯設備についても、法令遵守の重要性を認識させる。[周知:H19.8、教育:H19.8~] <p>業務運営面</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の事案及びこれに関連する法令の解説をマニュアルなどに織り込み、周知徹底する。[H19.8] 附帯設備(送風機)に係る電気事業法関係の官庁手続きのルール及び責任箇所などを明確化すると共に適正な工事届出・実施をチェックする仕組みを見直し、充実を図る。[暫定運用:H19.8、本運用:H20.3] 																										
<p>送風機・空気圧縮機 設置報告届出不備</p> <p>〔電気関係報告規則第3条の2(当時)に基づく公害防止等の届出不備〕</p>	<p>さかもと 坂本町</p> <p>・最大出力 500,000kW</p> <p>・運用開始 昭和50年12月18日</p>	<p>概要 特定施設について、電気関係報告規則に基づく届出^{※2}を行っていない。</p> <p>経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定施設に該当する送風機・空気圧縮機を設置したが、発電所運開当初(S50.12)、発電所地点は、騒音規制法の指定地域に指定されていなかったため、設置届出は不要であった。 昭和51年4月、熊本県条例の改正時の「県公報」により発電所地点を含む坂本村(当時)が騒音規制法の指定地域に指定されたことが公示されていたことを知らなかった。 その後(昭和60年頃までには)、発電所管理部門は、発電所地点が指定地域に指定されたことを知ったが、電気関係報告規則に基づく公害防止等に関する届出が必要なことを知らず、未届出のまま使用。 平成19年7月18、19日の九州産業保安監督部による立入検査において、届出不備が判明。 <p>[参考]特定施設に該当する大平発電所の送風機、空気圧縮機の原動機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>原動機 定格出力(kW)</th> <th>用途</th> <th>原動機 台数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">送風機</td> <td>30.0</td> <td>建屋給気用</td> <td>2台</td> <td rowspan="3">※3:H7.3取替後 ※4:揚水時に、ポンプ水車の起動を容易にするよう、ポンプ水車周囲の水を押下げるための高圧空気を作るためのもの</td> </tr> <tr> <td>18.5^{※3}</td> <td>建屋排気用</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>11.0</td> <td>建屋給気用</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>空気圧縮機</td> <td>110</td> <td>水面押下げ用^{※4}</td> <td>3台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>9台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		原動機 定格出力(kW)	用途	原動機 台数	備考	送風機	30.0	建屋給気用	2台	※3:H7.3取替後 ※4:揚水時に、ポンプ水車の起動を容易にするよう、ポンプ水車周囲の水を押下げるための高圧空気を作るためのもの	18.5 ^{※3}	建屋排気用	2台	11.0	建屋給気用	2台	空気圧縮機	110	水面押下げ用 ^{※4}	3台		合計	-	-	9台		<p>意識面</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気関係報告規則に係る手続きに関する知識が不十分であったため、届出が必要という認識がなかった。 主要機器に比べ附帯設備は、法令手続きの確認などが疎かになる傾向があった。 <p>業務運営面</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気関係報告規則についての知識教育が不十分であった。 条例の改正を把握する仕組みが不十分であった。 条例の改正に関する情報が、部門間で共有できていなかった。 附帯設備の運用開始後に指定地域となった場合の届出責任箇所が明確になっていなかった。 	<p>意識面</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の事例の周知及びこれに関係する法令の教育を行い、附帯設備についても、法令遵守の重要性を認識させる。[周知:H19.8、教育:H19.8~] <p>業務運営面</p> <ul style="list-style-type: none"> 附帯設備の運用開始後に指定地域になった場合の官庁手続きのルール及び届出責任箇所などを明確化する。[H19.8] 今回の事案及びこれに関連する法令の解説を設計・工事マニュアルなどに織り込み、周知徹底する。[H19.8] 法令、条例の改正内容を届出実施箇所(設備主管部門、工事実施箇所等)に周知・共有する仕組みを構築する。なお、部門間で情報を共有できる仕組みとする。[H19年度末]
	原動機 定格出力(kW)	用途	原動機 台数	備考																										
送風機	30.0	建屋給気用	2台	※3:H7.3取替後 ※4:揚水時に、ポンプ水車の起動を容易にするよう、ポンプ水車周囲の水を押下げるための高圧空気を作るためのもの																										
	18.5 ^{※3}	建屋排気用	2台																											
	11.0	建屋給気用	2台																											
空気圧縮機	110	水面押下げ用 ^{※4}	3台																											
合計	-	-	9台																											

※1:騒音規制法に規定される特定施設(空気圧縮機や送風機の原動機定格出力が7.5kW以上)に該当する電気工作物であって、同法の規定により指定される地域内に設置するものは、当時の電気事業法第42条(当時)に基づく工事計画の事前届出が必要

※2:騒音規制法に規定される特定施設(空気圧縮機や送風機の原動機定格出力が7.5kW以上)に該当する電気工作物を設置する発電所が、同法の規定により指定された地域となった場合、当時の電気関係報告規則第3条の2(当時)の規定により、指定地域になった日から30日以内の届出が必要